

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十四号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する

条例

(目的)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第五条第十六項の認定を受けた同条第一項の地域再生計画に記載された同条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第十七条の第二第三項の認定を受けた同条第一項の地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第二条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した事業者に係る県税の不均一課税につき、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

（事業税及び不動産取得税の不均一課税）

第二条 地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。

一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第五十条又は第五十二条の六の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

イ 初年度（当該特別償却設備を新たに事業の用に供した日の属する年又は事業年度

の所得に対する事業税に係る年度をいう。以下この号において同じ。） 県税条例第五十条又は第五十二条の六に規定する税率に二分の一を乗じて得た率

ロ 第二年度（初年度の翌年度をいう。以下この号において同じ。） 県税条例第五十条又は第五十二条の六に規定する税率に四分の三を乗じて得た率

ハ 第三年度（第二年度の翌年度をいう。） 県税条例第五十条又は第五十二条の六に規定する税率に八分の七を乗じて得た率

二 不動産取得税 公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。

イ 家屋 百分の〇・四

ロ 土地 百分の〇・三

2 前項の規定は、同項に規定する事業者が、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）その他の規則で定める公害の防止に関する法令（以下「公害関係法令」と総称する。）の規定による届出若しくは報告に関し虚偽の届出若しくは報告をした場合、公害関係法令の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、公害関係法令の規定による排出基準に適合しないばい煙を排出し、若しくは排水基準に適合しない排水を排出した場合又は公害関係法令の規定による勧告に従わず、若しくは命令に違反した場合には、次の各号に掲げる税目につき、当該各号に定める税額の計算については、適用しない。

一 事業税 当該公害関係法令の規定に違反する事実が発生した日の属する年若しくは事業年度分又は当該公害関係法令の規定に違反する事実が継続する期間の全部若しくは一部を含む年若しくは事業年度分に係る前項第一号の事業税の額

二 不動産取得税 前項第二号の不動産取得税の額

3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定す

る県税につき、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（不均一課税の申請）

第三条 前条第一項の規定により不均一課税の適用を受けようとする事業者は、特別償却設備を事業の用に供した日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 不均一課税の適用を受けようとする事業者の住所及び氏名又は名称
- 二 不均一課税の適用を受けようとする税目及び年度
- 三 新設し、又は増設した特別償却設備の名称及び所在
- 四 前号の特別償却設備を事業の用に供した年月日
- 五 第三号の特別償却設備に係る固定資産の取得価額

2 事業税について前条第一項第一号の規定により不均一課税の適用を受けようとする事業者は、前項の申請書を提出するほか、当該事業税の申告期限までに、同号の規定により不均一課税される事業税額及びその算出基礎について知事に申告しなければならない。
（知事への委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、公示日以後に法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者について適用する。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

2 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「課税免除された場合」の下に「又は地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合」を加える。